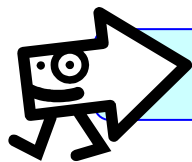


大震災の影響で雇用調整せざるを得ない事業主の皆さんへ

**communis 通信**発行:コムニスサポート有限会社  
〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F  
TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339  
E-mail: [info@cmns.jp](mailto:info@cmns.jp)  
URL: <http://www.cmns.jp>**助成金最新情報【中小企業緊急雇用安定助成金】**

中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件に、「東日本大震災に伴う『経済上の理由』で事業活動が縮小した場合」が追加されました。

**東日本大震災に伴う『経済上の理由』とは？**

交通手段の途絶により、従業員が出勤できない  
原材料の入手や製品の搬出ができない  
来客が無い等のため事業活動が縮小した  
計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した など

東日本大震災を直接的な理由（避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないとされており、助成金の対象外であることに注意が必要です。

**中小企業緊急雇用安定助成金とは？**

景気の変動等に伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用を維持するために**休業**、**教育訓練**または**出向**を行なった事業主に対して、休業手当、賃金等の一部を助成するもの

**主な受給要件**

1. 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ**5%以上減少**している  
または、最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ減少し、かつ直近の決算の**経常損益が赤字**である
2. **雇用保険の適用事業主**である中小企業事業主

**受給額**

休業等の場合

休業手当相当額の**4/5**（上限あり）支給限度日数は**3年間で300日**教育訓練を実施した場合は、上記金額に1人1日あたり**3,000円**を加算

出向の場合

出向元事業主が負担した賃金の**4/5**（上限あり）休業、出向ともに一定の要件を満たした場合は、助成率が**9/10**になります

中小企業事業主とは、業種ごとに資本金または従業員数に応じて定められています。  
大企業事業主に該当する場合は支給要件、支給額等が異なりますので、お問い合わせ下さい。